

2021年7月1日

内閣総理大臣 菅 義偉 殿  
厚生労働大臣 田村 憲久 殿

岡山県保険医協会  
理事長 木村 哲也



## 新型コロナウイルス禍における医療機関経営支援に関する要請書

新型コロナウイルス感染症の勢いは依然収まりませんが、国内の医療提供体制確保のため、各種政策や支援策を実行くださっていますことに感謝申し上げます。

現在もなお、多くの医療機関で、患者の受診控えによる外来患者数の減少が続き、他方でグローブや衛生材料等の価格は高止まり、各種支援金は入金遅れなど、経営をめぐる状況は厳しいままです。

このような中、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（いわゆる「骨太の方針 2021」）が6月18日、閣議決定されました。政府は、「感染症患者を受け入れる医療機関」への経営上の支援は「引き続き実施する」とする一方で、「感染症患者を受け入れる医療機関以外の医療機関」への支援については一切言及していません。「感染症を踏まえた診療報酬上の特例措置の効果を検証する」など、特例措置の見直しや終了を示唆する文言もあります。

感染症患者の受け入れ如何に関わらず、すべての医療機関は地域医療を担っています。診療科の特性上、直接的に新型コロナ感染症に対応しない医療機関が、感染症受け入れ医療機関ではないという理由だけで経営支援を受けられず、医療を継続できなくなる事態に陥らないよう、今後も医療機関経営支援の継続と拡充を行うことを切に求めます。

つきましては、下記事項の実現につき、早急なご対応をお願い申し上げます。

### 記

- 1、全ての医療機関が十分な感染防止対策ができるよう、基本診療料を引き上げること
- 2、「感染症患者を受け入れる医療機関」に係る支援について、
  - ① 感染拡大防止等支援補助金や発熱外来診療体制確保支援補助金（令和2年分）を早急に支給すること
  - ② 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など各種支援制度を継続すること
  - ③ 診療報酬上のいわゆる「コロナ特例」は、少なくとも来年4月の診療報酬改定まで継続し、同改定により恒常的な点数とすること
- 3、「減収への対応を含めた経営上の支援」（骨太の方針 2021）は、「感染症患者を受け入れる医療機関」に限らず、地域医療を担う全ての医療機関を対象とすること

以上